

# 八千代市G I G Aスクールタブレット 持ち帰りの手引き

八千代市教育委員会

Ver. 1.0 令和3年9月

## 1 はじめに

この手引きは、八千代市がG I G Aスクール構想に基づく環境整備によって貸与するタブレット端末の持ち帰り運用についてまとめたものです。個人所有の端末に依存することなく、貸与するタブレット端末を自宅に持ち帰って利用することになります。

ガイドラインは、状況に応じて随時見直していくことを前提としています。

## 2 学習用端末運用について

### (1) 対象

全ての児童生徒に貸与する

### (2) 期間

以下の期間、端末を貸与する

ア 小学校入学時～小学校卒業時

イ 中学校入学時～中学校卒業時

ウ ア、イの期間で転出するまで

### (3) 扱い

ア 学校では各教室の充電保管庫に戻し充電する

イ 家庭へ持ち帰って充電が必要な場合は、家庭のコンセントからUSB経由で充電することができる

ウ 家庭へ持ち帰るときは、衝撃を吸収するバックを準備したりタオルに包んで手提げ袋に入れたりする等、故障しないように工夫して持ち帰る

エ 情報モラルの指導とともに、貸与品なので扱いには十分注意する

オ 端末は返却することを前提に、利用期間は画面表示等使いやすく調整することも可とする

カ 端末管理システムで、安全な利用のために機能制限を行う

キ 端末の家庭への持ち帰りについては、校長からの申し出により教育委員会で協議した上で決定する

ク その他、外部接続機器の接続にあたっては故障防止のため、必ず学校をとおして教育委員会に確認する

### (4) 故障時

ア 家庭から学校へ電話する

イ 学校からヘルプデスクに電話する

ウ 学校はヘルプデスクの指示に従い、リース機器事故報告書を教育委員会に提出する

- エ 修理が必要な場合は、ヘルプデスクの担当者が学校に訪問して対応する
- オ 上記によらない場合については、教育委員会に速やかに報告し指示を仰ぐ

#### (5) 端末の持ち出し

- ア 学校が指示するICTを活用した学習は、貸与する端末で行う
- イ 端末を持ち出す場合は、次のことを事前に行う
  - (ア) 児童生徒のパスワードは、初期値からルールに合わせて各自が決めるものに変更する
  - (イ) 家庭への持ち帰りは、学校が確認書を配付して、児童生徒および保護者が各項目の確認と署名・押印したものを回収する
  - (ウ) 学校の教育活動のための端末の持ち出しは、担当教員が管理職の許可を得る
- ウ 通常の使用方法での故障は、2(4)に準じて対応するが、故意による故障、紛失、盗難による原状回復は、家庭が費用を負担する場合がある
- エ パブリックネットワーク（公衆無線LANやホテルのネットワークなど、第三者が参加しているネットワーク）には接続しない

### 3 学習用アカウント運用について

#### (1) 対象

全ての児童生徒に発行する

#### (2) 扱い

- ア アカウントの利用には責任があることを指導する
- イ 児童生徒個々の管理とする
- ウ 安全な利用のために、Microsoft365の利用機能を制限する
  - (ア) チャットやコメントの機能を制限する
  - (イ) メール機能は、教育委員会の指示があるまでは停止する
  - (ウ) パスワードの変更を、教育委員会が指示する場合がある

#### (3) 管理

- ア 児童生徒のアカウントの発行または変更は、学校からヘルプデスクへの報告に基づき、教育委員会の指示により委託業者が行う
- イ 学習端末用アカウントのパスワードは各自責任を持って管理する
- ウ 児童生徒のアカウントに氏名変更があった場合は、学校からの所定の報告に基づき、委託業者が変更を行う
- エ パスワードを他人に知られ、著しく不利益を被る状況になることが予想される場合は、直ちに学校から教育委員会へ報告し、指示を仰ぐ

### 4 その他

- (1) 児童生徒もしくは保護者からの端末の利用に関する問い合わせは、学校をとおして行う
- (2) その他、手引きにないことは、教育委員会や学校の判断で変更、追加する場合がある